

白鷹町空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白鷹町空き家対策ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)が実施する空き家バンク事業(以下「空き家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する一戸建ての住宅で、現に居住していないもの又は今後居住される見込みのないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸(転貸を除く。)を行うことができる権利を有する者をいう
- (3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介する仕組みをいう
- (4) 空き家バンク登録台帳 所有者等により登録された利活用可能な空き家の情報を管理するものをいう
- (5) 空き家バンク利用希望者台帳 白鷹町空き家バンクにより、空き家への入居等を希望する者の情報を管理するものをいう

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、白鷹町空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び添付資料を協議会に提出するものとする。ただし、登録しようとする空き家は、抵当権又は質権の設定がされていないものに限る。

2 協議会は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があるときは、白鷹町空き家バンク登録申込書(様式第1号)に変更内容を記載し、協議会に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すものとする。ただし、本条第3号に該当することにより登録の取消しを受けた場合は、改めて第4条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録することができる。

- (1) 白鷹町空き家バンク登録申込書(様式第1号)による登録取消し申請があったとき
- (2) 売買及び賃貸借が成立し、所有権その他権利に異動があったとき
- (3) 空き家バンク登録台帳に登録した日から3年が経過したとき
- (4) その他協議会が適当でないと認めたとき

(情報の提供)

第7条 協議会は、空き家バンク登録台帳に登録された情報(以下「登録情報」という。)の一部を、ホームページ、広報紙等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃借又は売却の別
- (3) 所在地(字まで)
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要(築年、構造、間取り等)
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) 地域における負担金、共同作業等の概要

(空き家利用希望の申込み等)

第8条 白鷹町空き家バンクにより空き家への入居等を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、白鷹町空き家バンク利用登録申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、協議会に提出するものとする。

2 協議会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めたときは空き家バンク利用希望者台帳に登録し、当該利用希望物件の空き家登録者等へその旨を通知するものとする。

3 空き家バンク利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

(空き家バンク利用要件)

第9条 空き家バンクの利用要件は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の存する地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる

経費を負担し、及び共同作業等への参加ができる者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（空き家登録者と利用希望者の交渉等）

第10条 協議会は、空き家登録者と利用希望者との空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、当該空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約について、協議会会員の宅地建物取引士の資格を有する業者への斡旋ができるものとする。

2 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

3 空き家登録者又は空き家登録者の代理若しくは媒介を行う者は、交渉等の結果について遅滞なく協議会にその内容を報告しなくてはならない。

（個人情報の保護）

第11条 空き家登録者、利用希望者及び空き家バンク登録台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）の趣旨に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンク登録台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない

(2) 個人情報を協議会の承諾なくして複製し、又は複製してはならない

(3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなくてはならない

(4) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄をしなくてはならない

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなくてはならない

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。